

訪問介護事業所数の推移と補助制度について

1 市内訪問介護事業所数（各年度4月1日現在）

年度	R2	R3	R4	R5	R6
全市域	40	43	42	43	43
旧市域	36	38	39	39	39
新市域	4	5	3	4	4

2 中山間地域の訪問介護の課題(県資料抜粋)

(課題)

- 利用者宅への距離が遠い
- 報酬単価の低い生活援助利用者が多い
- 冬季のショートステイ移行等による利用者数の季節変動が大きいなど

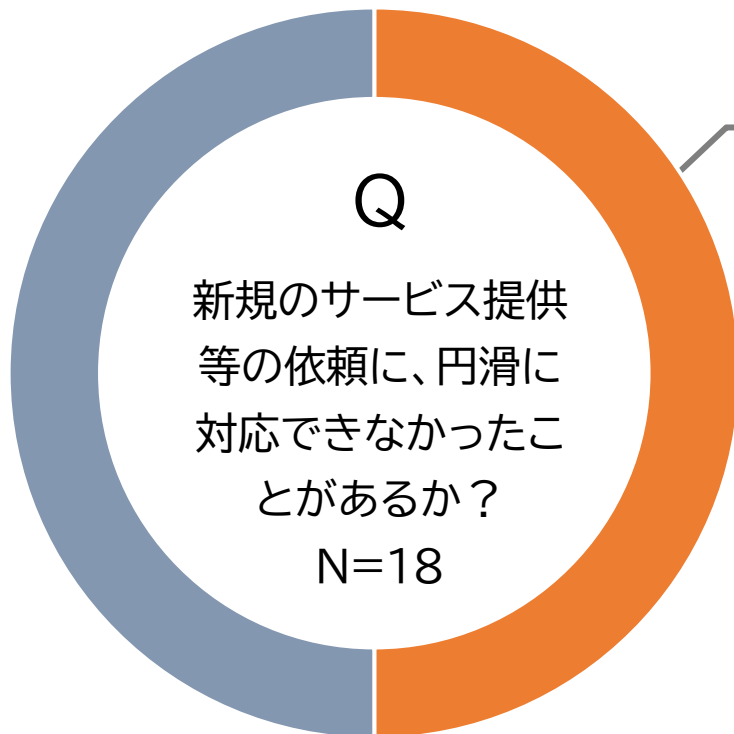


⇒収益の安定確保が困難、訪問介護事業所が減少、事業存続が困難化

⇒高齢者の在宅生活を支える訪問介護事業を安定的に提供し、在宅介護ができる体制の維持を図る

訪問介護事業所の実態について

R7.5月実施 介護人材実態調査より



ある
50%

「ある」と回答された9件のうち、7件でその理由を「職員不足」と回答された。



- 職員不足のため
希望のサービス日時や回数に対応できない
(時間外の依頼、毎日の送迎の希望…等)
- お客様の自宅が遠方のため、
移動時間や交通費が負担
- 利用者の方からの暴言・暴力、セクハラ、
過度な要求があったため。

(R4.4.1~R7.3.31の3年間について)

⇒県が市との協調等による補助制度を創設

①中山間地域等訪問介護事業安定確保対策事業補助金

中山間地域において、現在事業存続が困難となっている、または新規に事業を開始しようとする訪問介護サービス事業所に対して、運営費等を支援し、地域の在宅介護体制の確保を図ることを目的とする。

事業分類	補助対象	補助対象経費	補助率	補助上限額
(1)訪問介護サービス緊急支援事業	鳥取市福部町、河原町、用瀬町、佐治町、青谷町の区域の訪問介護サービス事業所(介護予防・日常生活支援総合事業のうち第1号訪問事業、基準該当居宅サービス等、訪問介護サービスと同種のサービスを提供する事業所を含む。)	事業存続が困難となっている訪問介護事業所の運営費の額。ただし、当該訪問介護サービス事業所の補助対象経費該当年度の訪問介護サービスに係る赤字額を上限とする。	10/10	一事業所当たり年200万円
(2)中山間地域における訪問介護サービス継続支援事業(既存訪問介護事業所の継続支援)		基準該当サービス(※)の登録を行い、人員基準の緩和を行ったうえで、时期的な業務の繁忙に応じて、訪問介護職員を他の事業所へ派遣する等、柔軟な人員活用を行う事業所について、職員等の派遣に要する人件費の一部の額。		
(3)中山間地域における訪問介護サービス継続支援事業(新規訪問介護事業所の参入支援)		通所介護事業者等が訪問介護(基準該当サービスを含む)事業者として新たに訪問介護事業を開始しようとする場合の初期経費の額。		

(2) 中山間地域における訪問介護サービス継続支援事業(既存訪問介護事業所の継続支援)

(補助対象経費)

基準該当サービス(※)の登録を行い、人員基準の緩和を行ったうえで、時期的な業務の繁閑に応じて、訪問介護職員を他の事業所へ派遣する等、柔軟な人員活用を行う事業所について、職員等の派遣に要する人件費の一部の額。

■ショートステイ(短期入所)

○冬季の利用者のショートステイ移行により負担増。利用者の増加は冬季限定のため、追加人員の確保が困難。

○利用者の状況や事情を把握している訪問介護事業所の職員を活用することで、より充実したサービス提供が可能となる。



利用者が移行



余剰人員を派遣

■訪問介護事業所

○基準該当サービス事業者になることで、余剰人員を訪問介護事業以外の業務に従事させることが可能。
○派遣料等の新たな収入を得ることも可能となる。

※基準該当サービス

介護保険サービスは、従業者数等の事業運営の指定基準を満たし、指定を受けた事業所が提供できるが、中山間地域など事業所確保が困難な地域では、介護人材不足等により、すべての指定基準を満たすことが困難な場合がある。その場合、指定基準の一部を満たしていなくても、国の基準を踏まえ、市が条例で定める基準に該当している事業者は市町村に登録することで「基準該当サービス」として、保険給付の対象とすることができる。

(例)訪問介護事業所の場合 指定事業所 2.5人以上(常勤換算) 基準該当サービス事業所 3人以上(常勤換算ではない)

②鳥取県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金

1. 趣旨

人材不足が喫緊の課題である訪問介護等サービスについて、経験年数の短い者でも安心して働き続けられる職場環境整備に向けた取組経費の一部を支援することで、地域における必要な在宅介護サービスの提供体制を確保することを目的とする。

2. 補助対象事業者

県内で、「訪問介護事業所」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」「夜間対応型訪問介護事業所」を運営する者

3. 補助事業内容

補助事業名	補助対象経費	補助基準額
人材確保体制構築支援事業 (経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援)	経験年数の長いホームヘルパーが一定期間、経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費	1事業所あたり、次の(1)及び(2)により算出された額の合計額 (1)30分未満の同行支援 1回につき 3,500円 (2)30分以上の同行支援 1回につき 5,000円 ※ただし、経験年数の短いホームヘルパー1人につき30回までを上限

③鳥取県介護職員等長期定着支援事業補助金

利用者やその家族等からのハラスメントに対して、現場で働く職員の安全確保の一環として必要な取組を実施する事業者を支援し、安心して働き続けられる労働環境を築くことを目的とする。

(1)介護職員等安全確保対策推進事業

【補助対象事業者】 県内で介護保険法上の指定を受けた介護事業所(訪問看護ステーションを除く)を運営する法人

【補助対象経費】 安全確保に必要な機器等の整備費用
(通話録音装置・防犯装置整備を導入するために必要な機器)

【補助率・上限額】 1/2 50千円/事業所

(2)複数名訪問介護等支援事業

【補助対象事業者】 県内で介護保険法上の指定を受けた訪問介護事業所を運営する法人

【補助対象経費】 利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数名の訪問介護員等による訪問介護又は居宅介護を行う場合の経費

※利用者等からの同意が得られないために、介護報酬の加算が適用されない場合に限る。

【補助率・上限額】 10/10 訪問回数×1,500円

④鳥取県介護職員初任者研修受講支援事業

基本的な介護スキルを学んだ「介護職員初任者研修」修了者を地域に増やすため、受講料の一部を補助し、県内の介護事業所へ介護職員として就職した場合は奨励金を加算する。

補助金額	受講料(一般向け)上限30千円/人
奨励金額	(1)担い手加算奨励金 20千円/人 ※県内介護事業所で一定期間勤務した場合 (2)過疎地域就業奨励金 20千円/人 ※(1)に上乗せして支給